

諸協定締結について

背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正（以下「改正法」という。）された。
- 改正法では、国、都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、情報基盤の整備等の措置を講ずることを目的に、都道府県と医療機関等及び病原体等の検査を行っている機関等との間に協定を締結することが規定され、2024年4月1日から施行されることとなった。

概要

- 改正法において、協定は「医療措置協定」と「検査等措置協定」の2種類が規定された。（各協定の対象者及び協定の締結項目については図1のとおり）（法第36条の2、36条の3及び36条の6）

図1 各協定に係る協議対象者と協定項目、及び県予防計画との関係図

予防計画上の主要項目 目標達成のための担保	医療提供体制の確保					検査体制の確保	宿泊療養体制の確保
	医療措置協定					検査等措置協定	
協定締結の協議対象者	医療機関					病原体等の検査を行っている機関	宿泊施設
	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所		
病床の確保	●	●	●	●	●	●	●
発熱外来の対応	○	○	○	○	○	○	○
自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○	○	○
後方支援	○	○	○	○	○	○	○
人材派遣	○	○	○	○	○	○	○
個人防護具の備蓄	○	○	○	○	○	○	○
検体の採取					●	●	●
検体の検査					●	●	●
宿泊施設の確保						●	●

今後の見通し

- **医療措置協定**については、2023年5月26日付けで「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について通知が発出されている。都道府県から対象施設に対し協定に係る事前調査を実施し、その結果をもとに各施設と協定を締結する予定としている。なお、病院・診療所については、県医師会等の協力のもと、2023年7月上旬から事前調査を開始する予定である。
- **検査等措置協定**については、2023年6月9日及び2023年6月15日付けで「感染症法に基づく「検査措置協定」締結等のガイドライン」について、2023年6月15日付けで「感染症法に基づく「宿泊施設確保措置協定」締結等のガイドライン」について、通知が発出されている。検査機関及び宿泊療養施設との協定については、本通知に基づき、保健所設置市等と協力し、事前調査等を実施し、その結果をもとに各施設と協定を締結する予定としている。
- 各協定について、今年度中から順次協定を締結し、**2024年9月末までに完了**することを目指している。

医療措置協定について

背景

- 改正法において、既存の感染症指定医療機関に加えて、以下のとおり協定指定医療機関が定義された。（法第6条）
 - 第1種協定指定医療機関：通知又は協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という）の所見がある者を**入院**させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した**病院**又は**診療所**をいう。
 - 第2種協定指定医療機関：通知又は協定に基づき、発熱外来や外出自粛対象者への医療の提供等を実施する医療機関として、都道府県知事が指定した**病院**若しくは**診療所**（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は**薬局**をいう。
- ※ 病院又は診療所に準ずるものとして健康保険法に規定する「**指定訪問看護事業者**」が含まれる。
- 改正法では、平時に都道府県と医療機関等との間に協定を締結することが規定され、2024年4月1日から施行される。
- 各協定指定医療機関は、国から新型インフルエンザ等感染症等の発生が公表されている期間において、事前に締結した協定項目について対応が求められている。（法第36条の3）

協定締結対象者

- 病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者を含む）及び薬局

協定項目

- 各施設において、都道府県から協定を求める項目については図2のとおりである。項目のうち、双方の合意が得られる項目について協定を締結する。

図2 医療措置協定に係る協議対象者と協定項目の関係図

協定項目	協定締結の協議対象者	医療措置協定				
		医療機関				
		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
病床の確保		◎	◎	○	○	○
発熱外来の対応		○	○	○	○	○
自宅療養者等への医療の提供		○	○	○	○	○
後方支援		○	○	○	○	○
人材派遣		○	○	○	○	○
個人防護具の備蓄		○	○	○	○	○

◎ 第1種協定指定医療機関 ○ 第2種協定指定医療機関

※後方支援とは、感染症対応を行う医療機関に代わって、感染症患者以外の患者に医療を提供すること。

※人材派遣とは、感染症対応を行う医療機関等に医療人材（医師・看護師等）を派遣すること。

- 改正法では、**全ての医療機関**に対して
 - 予防計画・医療計画の達成のために、必要な協力をするよう努力義務
 - **協定締結の協議に応じる義務**
 - 都道府県医療審議会の意見を尊重する義務
 が規定された。(法第36条の3)

通知について

- 公的医療機関等は、国から新型インフルエンザ等感染症等の発生が公表されている期間において、都道府県から、病床の確保、発熱外来の設置等講ずべき措置について通知があった場合には、通知に基づく措置を講じなければならない、とされた。(法第36条の2)

そのため、**公的医療機関等**については、**通知の内容も踏まえて、協定締結の協議に対応する必要がある。**

※公的医療機関等には以下の医療機関が含まれる。

- 公的医療機関
- 特定機能病院
- 地域医療支援病院

図3 各医療機関の協定締結のプロセス及び担保措置/履行確保措置

協定締結のプロセス及び担保措置/履行確保措置			
平時	公立・公的医療機関等 (NHO・JCHOを含む)	特定機能病院/地域医療支援病院	民間医療機関
協定締結プロセス	①都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、地域の感染想定に応じた感染症医療の数値目標（確保すべき病床の総数等）をあらかじめ予防計画・医療計画に規定する。 ②さらに、 都道府県知事は 、計画に定めた病床の確保のため、 都道府県医療審議会の意見を聴いた上で 、各医療機関と協議を行う 協定案（病床の割り当て等） を策定の上、各医療機関と協議を行い、 結果を公表する 。 全ての医療機関に対して、 予防計画・医療計画の達成のために、必要な協力をするよう努力義務 を課す。		
協定締結の担保措置	全ての医療機関に対して、 協定締結の協議に応じる義務 を課す。 全ての医療機関に対して、 都道府県医療審議会の意見を尊重する義務 を課す。 協定の協議が調わない場合に、 都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、再協議を行うプロセスを明確化		
感染症発生・まん延時 協定の履行確保措置等	協定（医療提供義務を含む）に則った対応を行うよう、 指示→公表（指示違反） ※NHO法・JCHO法に基づき、厚生労働大臣は緊急の必要がある場合に必要な措置を行うことを求めることができ、これに応じなければならない。	協定（医療提供義務を含む）に則った対応を行うよう、 勧告→指示→公表（指示違反※） ※指示に従わない場合、承認を取り消すことがあり得る。	協定に則った対応を行うよう、 勧告→指示→公表（指示違反）
保険医療機関の義務として、国・地方が講ずる必要な措置に協力するものとする旨を明記。 現行の特措法では、協定の有無に関わらず、医療関係者（※）に対し、直接、患者等に対する医療等を行うよう指示できる旨の規定あり。 （※）医療関係の管理者の場合は、当該医療機関の医療関係者その他の職員を活用し（実施体制の構築を図る）とされている。			

実施時期

- 都道府県から対象施設に対し協定に係る事前調査を実施し、その結果をもとに各施設と協定を締結する予定としている。
- 病院及び診療所（指定訪問看護事業者を除く）については、県医師会等の協力のもと、2023年7月上旬から愛知県電子申請届出システムを用いて、協定に

係る事前調査を開始する予定である。

- 薬局、指定訪問看護事業者については、調査準備が出来次第、関係団体等に協力を依頼し実施する予定としている。
- 協定については、県保健所と協力しながら、**2024年9月末までに完了すること**を目指している。

検査措置協定について

背景

- 改正法では、平時に**都道府県及び保健所設置市と検査機関との間に協定を締結**することが規定され、2024年4月1日から施行される。

協定締結対象者

- 臨床検査技師等に関する法律第20条の3に規定する衛生検査所の登録を受けた機関
- 学校教育法に基づく大学及びその附属試験研究施設並びに国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関（感染症法施行規則第8条第5項に基づく検査が行われる場合）

協定項目

- 核酸検出検査の実施能力（個人防護具等の備蓄量）

実施時期

- 保健所設置市と協定締結に係る実施方法等を調整したうえで、対象施設に対し協定に係る事前調査を実施し、その結果をもとに各施設と協定を締結する予定としている。
- 協定については、保健所設置市及び県保健所と協力しながら、**2024年9月末までに完了**することを目指している。

宿泊施設確保措置協定について

背景

- 改正法では、平時に**都道府県及び保健所設置市と宿泊施設との間に協定を締結**することが規定され、2024年4月1日から施行される。

協定締結対象者

- 民間の宿泊施設や平時から宿泊業を営むような公的施設

協定項目

- 確保する宿泊施設の居室数

実施時期

- 保健所設置市と協定締結に係る実施方法等を調整したうえで、対象施設に対し協定に係る事前調査を実施し、その結果をもとに各施設と協定を締結する予定としている。
- 協定については、保健所設置市及び県保健所と協力しながら、**2024年9月末までに完了**することを目指している。

移送協定について

背景

- 改正法では、平時に移送に必要な車両の確保、民間救急等への業務委託について協定を締結することが望ましいと規定され、2024年4月1日から施行される。

協定締結対象者

- 消防機関及び民間救急等

実施方法

- 対象機関に対し協定に係る事前調査を実施する。
- 消防機関については、その結果をもとに協議を行い、現在各消防本部と保健所で締結している申し合わせ書等を見直すことを検討している。
- 民間救急については、その結果をもとに協議を行い、必要に応じて協定の締結を検討する。

実施時期

- 協定については、保健所設置市及び県保健所と協力しながら、**2024年9月末までに完了**することを目指している。

各協定に係る数値目標整理表

種類	対象	数値目標 ※1		参考とする新型コロナ対応の実績		対象基準等	備考
			内訳において考慮すべき事項等		愛知県の実績		
医療措置協定	①病床	病院	確保病床数	5. 1万床 (2022.12時点) (約3,000医療機関(うち重点医療機関 2,000))	2,540床 (94医療機関) (2022.12)	<ul style="list-style-type: none"> 確保している病床で、酸素投与・呼吸器モニタリングが可能 県からの要請後1～2週間を目途に即応病床の対応が可能 院内感染対策(ゾーニング、換気、研修・訓練等)を適切に実施 	指定基準【第一種協定指定医療機関】 ①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること ②他の患者と可能な限り接触することがなく診察が可能であること ③知事からの要請を受けて、感染症患者を入院させ、検査、医療従事者への訓練・研修等の感染症患者に対する人材確保も含めた必要な医療を提供する体制が整っていると認められること
			流行初期医療確保措置	500医療機関(2021.11時点) 【総病床数400床以上の重点医療機関】		①一定数(例:30床)以上の病床を確保し、継続して対応できること ②知事からの要請後原則1週間以内に即応化すること ③病床確保に当たり影響が生じ得る一般患者の対応について、後方支援機関との連携も含め、あらかじめ確認すること	
			重症者用病床	4,300床(2022.12時点)	210床 (2022.12)	【留意事項】 ・人工呼吸器等の設備や、重症患者に対応する医療従事者の確保に留意 ・重症者用病床確保に伴い、患者の生命に重大な影響が及ぶ恐れのある通常医療を担う医療機関がどの程度確保できるかなど、地域における役割分担を確認	
			特に配慮が必要な患者の病床			【対象者】 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症患者、がん患者、外国人等	
			疑い患者への対応			【留意事項】 ・新型コロナの協力医療機関の個室等の施設要件も参考に病床を確保	
	②発熱外来	病院・診療所	医療機関数	4. 2万箇所(2023.2時点) 【診療・検査医療機関】	2,267箇所 (2023.3)	<ul style="list-style-type: none"> 発熱患者等専用の診察室を設けた上で、あらかじめ対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関と情報共有し、発熱患者等の受入れ体制を有する 院内感染対策(ゾーニング、換気、研修・訓練等)を適切に実施 	指定基準【第二種協定指定医療機関】 ①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること ②他の患者と可能な限り接触することがなく診察が可能であること ③発熱等患者の診療、検査を行う体制が整っていると認められること
			流行初期医療確保措置	1,500機関(2020.5時点) 【総病床数200以上で新型コロナ患者が入院可能な診療・検査医療機関】		①一定数(例:20人/日)以上の発熱患者を診察できること ②知事からの要請後原則1週間以内に発熱外来を開始すること	
	③自宅療養者等への医療の提供	病院・診療所	医療機関数	2. 7万機関(2022.12時点) 【健康観察・診療医療機関】	1,652機関 (2022.12)	【対象者】 ・自宅療養者 ・宿泊療養施設の療養者 ・高齢者施設等の療養者	指定基準【第二種協定指定医療機関】 ①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること ②知事からの要請を受けて、オンライン診療、電話診療、往診その他自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する医療の提供を行う体制が整っていると認められること
			高齢者施設等に対する医療支援			【方法】 ・往診・訪問看護 ・電話・オンライン診療 ・医薬品等対応(調剤・薬剤等交付・服薬指導等)	
		薬局	薬局数	2. 7万箇所(2022.12時点) 【自宅療養者等のフォローを行う薬局】	3,589箇所 (2022.12)		
	訪問看護事業所	事業所数	2. 8千箇所(2022.12時点) 【自宅療養者等のフォローを行う訪問看護ステーション】	130箇所 (2022.12)		①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること ②知事からの要請を受けて、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に訪問看護を行う体制が整っていると認められること	
④後方支援	病院・診療所	医療機関数 ※2	3. 7千機関(2022.12時点)	130機関 (2022.12)	【想定】 ①流行初期の感染症患者以外の患者の受入 ②感染症からの回復後の入院が必要な患者の転院の受入		
⑤人材派遣	病院・診療所	派遣可能な医療人材数 (医師数、看護師数)	2. 7千医療機関(2022.12時点) (医師2,100人、看護師4,000人)	14医療機関 (医師:23人、看護師:91人)			
		県外派遣可能、DMAT・DPAT					
措置協定	検査	病原体等の検査機関	検査能力				
	宿泊療養	宿泊施設	確保居室数	6. 6万室(2022.12時点)	2,737室 (2022.12)		

※1 新型コロナ対応での最大値の体制を目指す

※2 ※1と併せて、①病床の協定締結医療機関数を上回ることを目指す

感染症法の協定締結に係る意向調査

医療機関名 _____

回答者 職・氏名 _____

この調査は、新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結するための意向・その内容についての調査です。

今後発生する新たな感染症に対応するための体制については、今回の新型コロナ対応において、様々な変化にその都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととしています。

以下の項目に沿って、回答をお願いします。

1 新型コロナ対応の実績確認

- (1) 新型コロナ対応において、感染症患者用の病床を確保していましたか。

していた・していなかった



していた場合

令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数

床

令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数

床

- (2) 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがありますか。
受けていた・受けていなかった
- (3) 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていましたか。
受けていた・受けていなかった
- (4) 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行いましたか。
行った・行わなかった
- (5) 新型コロナ対応において、後方支援医療機関としての役割をしていたことがありますか。
ある・ない
- (6) 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行いましたか。
ある・ない
- (7) 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していましたか。
していた・していなかった

2 感染症法の協定締結の意向

以下の①～⑥の項目について、いずれか1つでも協定を締結する意向がありますか。

ある・ない ない場合は、調査の最後の項目に記入をお願いします。

ある場合は、協定できる項目に記入をお願いします。

1の新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、回答をお願いします。

① 病床確保

患者の受入病床として確保可能な病床の見込み数について、以下に病床区分ごとに回答してください。

(単位：床)

項目	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	(参考) 新型コロナ 実績値 (2022年12月の 入院病床数)	見込数 【流行初期】 (発生公表後 3ヵ月まで)	(参考) 新型コロナ 実績値 (2020年12月の 入院病床数)
		確保予定病床数 (全体)		
うち重症者用病床数				
うち、特別に配慮が必要な患者				
精神疾患を有する患者				
妊産婦				
小児				
障害児者				
認知症患者				
がん患者				
透析患者				
外国人				

※ 後方支援医療機関との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響（特に流行初期医療確保措置期間中の連携・対応について現時点で予定あればご記入ください）等：

--

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて、以下に回答してください。あわせて、かかりつけ医患者以外の受入れや、小児の対応が可能か回答してください。

(単位：人/日)

項目	見込数 【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月まで)	(参考) 新型コロナ実績値 (2022年12月の診療・検査医療機関としての対応)	
		見込数 【流行初期】 (発生公表後3ヶ月まで)	(参考) 新型コロナ実績値 (2020年12月の診療・検査医療機関としての対応)
発熱外来患者数			
検査(核酸検出検査)数			

普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入可否	
小児の受入可否	

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答してください。

	見込数【流行初期以降】(発生公表後6ヶ月まで)	(参考) 新型コロナ実績値	電話・オンライン診療実施状況
自宅療養者等への医療の提供の可否			
うち自宅療養者対応			
うち宿泊療養者対応			
うち高齢者施設対応			
うち障害者施設対応			

④ 後方支援

後方支援の対応が可能かどうか、以下に回答してください。

	【流行初期以降】(発生公表後6ヶ月まで)	(参考) 新型コロナ実績値
後方支援の対応可否		

⑤ 人材派遣

人材派遣が対応可能な人数の見込みについて、以下に回答してください。

(単位：人)

人材派遣者数計	見込数	(参考) 新型コロナ実績値
【県外派遣可能な人数】		
医師		
看護師		
その他		
感染症医療担当従事者 【上記のうち、県外派遣可能な人数】		
医師		
看護師		
その他		
感染症予防等業務対応関係者 【上記のうち、県外派遣可能な人数】		
医師		
看護師		
その他		
DMAT (医師、看護師、その他)		
DPAT (医師、看護師、その他)		
その他		

訓練・研修の実施	
----------	--

⑥ 個人防護具の備蓄

(1) 個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答してください。

	備蓄予定		参考回答 新興感染症発生・まん延時の施設 の消費量2ヶ月分(単位:枚)
	〇か月分	〇枚	
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

※上記の「新興感染症発生・まん延時等の消費量2か月分」は、施設としての使用量2か月分となります。

※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日あたり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

(2) 自院又は自院に関連のある施設に上記の個人防護具を保管するスペースはありますか。
 ある・ない

▶「ない」場合はどのような措置を取る予定ですか。

倉庫を借りる・新たに倉庫を作る・その他()

3 2で感染症法の協定締結の意向に「ない」と答えた医療機関

協定締結の意向が「ない」理由を以下に記入してください。

(例：かかりつけ患者に限り対応するため、など。)

なお、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院にあっては、協定の協議が整わなかった場合にも医療提供義務の対象となり、別途感染症法第36条の2の規定に基づく通知が行われることとなります。

公益社団法人愛知県医師会会長 様
 一般社団法人愛知県病院協会会長 様
 一般社団法人愛知県医療法人協会会長 様

愛知県保健医療局長
 (公 印 省 略)

予防計画・医療計画の策定及び協定締結等に先立つ医療機関調査(事前調査)について(通知)

日頃は、本県の感染症対策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定める告示が改正され、基本指針に則して感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)を令和6年4月1日の施行に向けて定めていくこととなります。

これらの策定・作成にあたっては、数値目標等を設定する必要があり、さらに感染症法第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定の医療機関との円滑な協議・締結作業に資するため、別添の医療機関調査票を作成しました。

今回回答いただいた結果を踏まえ、今後は医療措置協定を締結するための協議を各医療機関と行ってまいります。

つきましては、下記アドレスの調査の回答に御協力いただきますよう貴会員への周知をお願いします。

なお、調査は令和5年 月 日()までに回答をお願いいたします。

記

URL <https://www.ooo.lg.jp>

担 当 感染症対策局感染症対策課
 医療体制整備室感染症グループ
 電 話 052-954-7490(ダイヤルイン)
 F A X 052-954-7430
 電子メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp